

令和2年度 保存版（両面）

京都市立石田小学校
校長 富田 博二

特別警報・暴風警報・地震に対する非常措置

台風により「京都市」に「暴風警報」が発令された場合や、「京都市」において、「震度5弱以上の地震」があった場合、及び、「京都市」に「特別警報」が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に日頃より注意してください。学校のホームページにおいても現況をお知らせしていきます。お電話でのお問い合わせはお控えください。

○京都市に「特別警報」が発令された場合○

- 前日に「特別警報」が発令されていて、午前0時（夜中）までに解除された場合、
5校時（13：25）から授業があります。【13：00 集団登校】
(給食はありませんので、昼食をすませてから登校させてください。)
- 午前0時現在、または、午前0時から登校前までに「特別警報」が発令されている場合、
臨時休業となります。
- 在校中に「特別警報」が発令された場合は、直ちに臨時休業となります。
ただし、原則として、児童は学校に留め置き、保護者への引き渡しにて、帰宅することとします。

○京都市に「暴風警報」が発令された場合○

- 登校前に「暴風警報」が発令された場合は自宅で待機させてください。
- 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - 午前 7時までに解除になった場合……通常授業【集団登校】
 - 午前 9時までに解除になった場合……3校時（10：35）から授業
【10：00 集団登校】
 - 午前11時までに解除になった場合……5校時（13：25）から授業
【13：00 集団登校】
(給食はありませんので、昼食をすませてから登校させてください。)
 - 午前11時現在、警報発令中の場合……臨時休業（家庭学習）

- 在校中に「暴風警報」が発令された場合

*気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などに十分配慮し、「緊急下校時の対応」の届けを確認の上、(教職員引率のもと)各棟別に集団下校します。

- 3 「大雨・洪水警報」の発令では臨時休業にはなりません。
 * 平常通り授業を行いますので、登下校において、安全面に十分注意してください。
- 4 「避難勧告等」が発令された場合
 * 校区内に水害等の避難勧告等が発令された場合は、上記の暴風警報発令同様の措置をとります。

○京都市に「震度5弱以上の地震」が発生した場合○

- 1 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合については、以下の措置をとります。

①震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

* 下校後、深夜0時までに発生した場合…翌日を臨時休業

* 深夜0時以降、登校までに発生した場合…当日を臨時休業

* 休業日、休業日前日に発生した場合…原則として休業明けの登校日を臨時休業

※臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被害状況を確認の上、改めて学校から連絡します。

- 2 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

* 原則として、児童は学校に留め置き、保護者への引き渡しにて、帰宅することとします。

【特別警報とは?】

気象庁は、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起るおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけています。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとつてください。

◆石田小学校のホームページ、またはPTAメール配信においても非常措置の現況をお知らせしていく予定です。テレビ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。

【石田小学校ホームページのQRコード】



☆お願い このプリントは1年間保管し、よく目につくところに貼っておいてください。
 さいどはいふ
 再度配布はいたしません。